

青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（抄）
新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>第二条 法第七条第四項ただし書、第二十八条第四項ただし書、第三十五条第四項ただし書、第三十九条の二第二項ただし書又は第四十条の六第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の許可を受けた者が、法第七条第四項本文、第二十八条第四項本文、第三十五条第四項本文、第三十九条の二第二項本文又は第四十条の六第二項本文に規定する実務に従事しなくなつたときは、速やかに届書（第三号様式）に許可証を添えて知事に提出しなければならない。</p>	<p>第二条 法第七条第三項ただし書、第二十八条第三項ただし書、第三十五条第三項ただし書、第三十九条の二第二項ただし書又は第四十条の六第二項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書（第一号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の許可を受けた者が、法第七条第三項本文、第二十八条第三項本文、第三十五条第三項本文、第三十九条の二第二項本文又は第四十条の六第二項本文に規定する実務に従事しなくなつたときは、速やかに届書（第三号様式）に許可証を添えて知事に提出しなければならない。</p>